

新1年生の保護者の皆様へ

令和3年10月22日

【就学時健康診断当日の健康診断票の確認事項について】

標記の件につきまして練馬区教育委員会教育振興部保健給食課より通知がありました。今回、新しく記入事項および確認事項についての説明と、当日の来校基準についての説明です。

①2週間以内にせき等の風邪症状がありましたか。

- ・口頭で医療機関の受診についてご確認いただき、医師から新型コロナウイルス感染症でないと判断されている場合は、受診が可能です。
- ・医療機関を受診していない場合は、受診日当日の体調を確認し、風邪症状がある場合は、健康診断の受診はできません。
- ・受診日当日に風邪症状がない場合は、受診が可能です。

②2週間以内に新型コロナウイルス感染者（陽性者）との接触がありましたか。

- ・保健所による調査の結果、来校者本人が濃厚接触者に特定されている場合や、保健所から連絡待ちの場合は、健康診断の受診はできません。ただし、濃厚接触者に特定されていても、保健所から指示された自宅待機期間が既に終了している場合や、調査の結果、濃厚接触者に特定されていない場合は、受診が可能です。

③同居家族の中に体調不良の方はいますか。

- ・受診日現在、同居家族に発熱等の風邪症状があり、医療機関の受診が無く、風邪症状の原因が不明である場合は、健康診断の受診はできません。ただし、学校で詳細を聞き取り、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低い場合は、受診が可能です。

感染拡大防止対策のため、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。